

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、令和5年8月17日に提起した水道料金に係る審査請求（水道料金に関する件 令和5年度（経）第1号、以下「本件審査請求」という。）について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 令和5年8月9日に審査請求人は、上下水道営業課窓口に来庁し、審査請求人の所有する給水装置について、専用給水装置から共用給水装置への変更を申し出た。
- 2 令和5年8月17日に処分庁は、審査請求人に対して審査請求人の求める共用給水装置への変更は認められない理由を文書で回答した。
- 3 令和5年8月17日に審査請求人は、処分庁の回答について不服とし、共用給水装置として認めず共同住宅扱いとはしない処分庁の回答についての審査請求を審査庁に対し行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおりと主張し、共同住宅扱いを適用するように求めている。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）を所管する厚生労働省の通知では審査請求人は共同住宅となる筈であるのに水道局経営課、営業課は西尾市に置いて共同住宅とは受水槽があることが前提と申請を受け付けないのはおかしい。
- (2) 古いアパート等は受水槽が無くとも共同住宅としているのに、申請者によって申請を受けるかを決めるのはおかしい。
- (3) 水道局は西尾市水道事業給水条例（平成23年西尾市条例第36号）に受水槽があることが共同住宅の条件としているが、水道法にその記載はなく、これは憲法94条の行政の裁量は法の範囲内という裁量幅を超え憲法に違反している。

理 由

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第1条第2項及び第2条によれば、審査請求の対象となるのは「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とされており、これに該当しないものに対しては、行審法第2条の規定に基づく審査請求を行うことはできないものとされる。

そして、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、「行政庁の法律に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」と解される（最高裁昭和37年（オ）第296号昭和39年10月29日第一小法廷判決参照）。

これを本件についてみると、本件は、水道法第15条第1項の規定により処分庁と審査請求人との間に締結された給水契約の内容を変更したいと申し出たが受け付けられなかったものである。

当該給水契約は、処分庁と審査請求人が対等の立場において締結した私法上の契約であり、その契約内容の変更もまた私法上の契約によりなされるものであるため、処分庁の対応は、「直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確

定することが法律上認められているもの」ということはできず、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しない。

また、西尾市水道事業給水条例が憲法違反と主張する点について、審査庁に請求できる性質のものではなく、不適法である。

したがって、本件は、審査請求の対象とならず、これに対して審査請求を行うことはできない。

- 2 以上のことから、本件審査請求は不適法であるため、行審法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年9月8日

審査庁 西尾市長 中 村 健

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起できます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 上記期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。